第十七条第一項第二号中「学校教育法第百九条第一項の大学」の下に「、同法による高等専門学校」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第七条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「その他の国立学校」の下に「又は公立若しくは私立の高等専門学校」を、「校長」の下に「高等専門学校以外の」を、「教育委員会」の下に「高等専門学校以外の」を加える。

（少年院法の一部改正）

第八条　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は大学」を「、大学又は高等専門学校」に改める。

（消防法の一部改正）

第九条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第三項第一号中「若しくは短期大学」を「、短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

附則第三十二条第二項第一号中「講師又は助手」を「講師若しくは助手又は公立の高等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手」に改める。

（鉱山保安法の一部改正）

第十一条　鉱山安保法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（建設業法の一部改正）

第十二条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。」を「旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）に改め、同条第二項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（文部省設置法の一部改正）

第十三条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　「高等専門教育」とは、高等専門学校における教育をいう。

第五条第一項第十七号中「大学の設置及び」を「大学及び高等専門学校の設置並びに」に改め、同条同項第十八号及び第二十三号中「大学」の下に「、高等専門学校」を加え、同条同項第三十一号中「及び大学」を「並びに大学及び高等専門学校」に改める。

第九条第一号中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第二号中「国立大学及びこれに附置する学校」を「国立大学及び国立高等専門学校並

びに国立大学に附置する学校」に改め、同条第三号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加え、同条第四号及び第五号中「大学教育」の下に「及び高等専門教育」を加え、同条第十二号中「大学教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改め、同条第十六号中「大学」の下に「、高等専門学校」

第二十七条第一項の表中「大学設置審議会」を「文部大臣の諮問に応じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。」

「大学設置審議会」を「文部大臣の諮問に応じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。」

高等専門学校審議会　文部大臣の諮問に応じて高等専門学校設置に関する事項及び私立高等専門学校を設置する学校法人に関し私立学校法に規定する事項を調査審議すること。

（教育職員免許法の一部改正）

第十四条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

（測量法の一部改正）

第十五条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「認定した大学」の下に「（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）」を加える。

（所轄庁）

第十六条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一号中「、六十二単位以上を修得し」を「六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第四十八条第二項中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

（私立学校法の一部改正）

第十七条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（所轄庁）

第四条　この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一　私立大学及び私立高等専門学校

二　前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三　第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四　第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人

五　第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人

第五条第一項第一号中「大学院、盲学校」を「、大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校」に改める。

第七条中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第八条の見出し中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改め、同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同条に次の一項を加える。

3　文部大臣は、私立高等専門学校について、第五条各号に掲げる事項を行なう場合においては、あらかじめ、学校教育法第七十条の七第一項の高等専門学校審議会（以下高等専門学校審議会という。）の意見を聞かなければならない。

第九条第二項及び第十一条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、学科」を加える。

第五十九条第六項中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に、「若しくは私立大学審議会」を「、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」に改める。

第六十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四条中「前号に掲げる私立学校以外の学校」若しくは「第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八条第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

（図書館法の一部改正）

第十八条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「大学」の下に「又は高等専門学校」を加え、同項第三号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え、同条第二項第二号中「卒業した者」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了した者」を加える。

第十三条第三項中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（建築士法の一部改正）

第十九条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「短期大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十五条第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十条　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十七号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

（産業教育振興法の一部改正）

第二十二条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は大学」を「、大学又は高等専門学校」に改める。

第十五条第二項第一号中「又は短期大学」を「、短期大学又は高等専門学校」に改め、「、短期大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

（税理士法の一部改正）

第二十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号中「規定による大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第二十四条　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十五条　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正）

第二十六条　母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「若しくは大学」を「、大学若しくは高等専門学校」に改め、同条第三項中「又は大学」の下に「若しくは高等専門学校」を、「その者が引き続き大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四条第七号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十条の二第一項第二号中「若しくは大学」を「、大学若しくは高等専門学校」に改める。

（湿田単作地域農業改良促進法の一部改正）

第二十七条　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十八条　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（畑地農業改良促進法の一部改正）

第二十九条　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

（青年学級振興法の一部改正）

第三十条　青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第十九条第一号中「修得し」の下に「、又は高等専門学校を卒業し」を加える。

第二十条第二項第一号中「卒業し」の下に「、又は高等専門学校第三学年を修了し」を加える。

（技術士法の一部改正）

第三十一条　技術士法（昭和三十二年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「（短期大学を除く。）」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正）

第三十二条　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

第二条第三項中「又は」を「若しくは高等専門学校又は」に改め、同条第五項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第六項中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

（国民年金法の一部改正）

第三十三条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第八号にハとして次のように加える。

ハ　学校教育法第七十条の二に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの。

附　則

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、建設業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百四十六号（昭三六・六・一七）

◎急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律（衆法）

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第一条　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

（湿田単作地域農業改良促進法の一部改正）

第二条　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

（海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第三条　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

（畑地農業改良促進法の一部改正）

第四条　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百四十七号（昭三六・六・一七）

◎原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　原子力損害賠償責任（第三条―第五条）
第三章　損害賠償措置
第一節　損害賠償措置（第六条・第七条）
第二節　原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）
第三節　原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）
第四節　供託（第十二条―第十五条）
第四章　国の措置（第十六条・第十七条）
第五章　原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）
第六章　雑則（第十九条―第二十三条）
第七章　罰則（第二十四条―第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

一　原子炉の運転

二　加工であつて政令で定めるもの

三　再処理であつて政令で定めるもの

四　核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

2　この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

3　この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。次号及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

二　規制法第十三条第一項の許可を受けた者

三　規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四　日本原子力研究所

五　原子燃料公社

4　この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第六項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第七項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

第二章　原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条　原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬により生じたものであるときは、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。

第四条　前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条　第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により生じたものであるときは、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者に対して求償権を有する。

2　前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章　損害賠償措置

第一節　損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条　原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条　損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一隻当たり）五十億円（政令で定める原子炉の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2　科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3　前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第二節　原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条　原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条　被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2　被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3　責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

第三節　原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条　原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害をうめることにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2　補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条　第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節　供託

（供託）

第十二条　損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

（供託物の還付）

第十三条　被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条　原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一　原子力損害を賠償したとき。

二　供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三　原子炉の運転等をやめたとき。

2　科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げ

る場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

（命令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）

第十八条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（国会に対する報告及び意見書の提出）

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用）

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣との協議）

第二十二条 科学技術庁長官は、第七条第一項の規定による処分又は同条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

（国に対する適用除外）

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に規制法第二十三条第一項の許可を受けている者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされている者を含む。）については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に掲げる事項の変更の許可に係る同法の規定及び同法第七十八条第三号（同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。）の規定は、なおその効力を有する。その期間内に第七条第一項の承認を申請した場合において、その申請について承認又は不承認の処分を受けるまでの間も、同様とする。

2 日本原子力研究所については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用しない。前項後段の規定は、その期間内に日本原子力研究所が第七条第一項の承認を申請した場合について準用する。

（科学技術庁設置法の改正）

第三条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 原子力損害の賠償に関すること。

（規制法の改正）

第四条 規制法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項に次の一号を加える。

五 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第六条の規定に違反したとき。

第二十三条第二項第九号を削る。

第二十四条第一項第四号中「核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）」に改め、同項第五号を削る。

第二十六条第一項中「、第八号又は第九号」を「又

は第八号」に改める。

第三十一条第二項中「第五号並びに」を削る。

第三十三条第二項に次の一号を加える。

七　原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第三十九条第五項中「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第五十六条に次の一号を加える。

六　原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第七十六条中「、第二十三条第二項第九号、第二十四条第一項第五号」を削る。

第七十八条第三号中「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二十六条第一項（同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。）の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百四十八号（昭三六・六・一七）

◎原子力損害賠償補償契約に関する法律

（定義）

第一条　この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

（原子力損害賠償補償契約）

第二条　政府は、原子力事業者を相手方として、賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

（補償損失）

第三条　政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

一　地震又は噴火によつて生じた原子力損害

二　正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害

三　その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

四　前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

（補償契約金額）

第四条　補償契約に係る契約金額（以下「補償契約金額」という。）は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）とする。

（補償契約の期間）

第五条　補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

（補償料）

第六条　補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

（補償金）

第七条　政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2　政府が補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

（補償契約の締結の限度）

第八条　政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（通知）

第九条　原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。

通知した事実に変更を生じたときも、同様とする。

（政令への委任）

第十条　補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

（時効）

第十一条　補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第十二条　政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

（補償金の返還）

第十三条　政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払つたときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一　第三条第四号に掲げる原子力損害のうち政令で

定めるもの

二　補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

三　政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害

（補償契約の解除）

第十四条　政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2　前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条　政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一　賠償法第六条の規定に違反したとき。

二　補償料の納付を怠つたとき。

三　第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条又は第四十八条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により講ずべき保安のために必要な措置を講ずることを怠つたとき。

五　補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2　前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

（過怠金）

第十六条　政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

（業務の管掌）

第十七条　この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

2　科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）に係るものにあつては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならない。

附　則

この法律は、原子力損害の賠償に関する法律の施行の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百四十九号（昭三六・六・一七）

◎公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「電話取扱局の交換設備」の下に「（その交換設備に郵政省令で定めるところにより接続されるその従たる交換設備を含む。以下この条において「局交換設備」という。）」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「電話取扱局の交換設備」を「局交換設備」に改める。

第三十八条の三第一項第二号中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改め、「差押」の下に「（参加差押を含む。）」を加え、同条第三項中「第二号の差押」の下に「（参加差押を含む。）」を加える。

第四十一条第二項中「内線電話機の一部により」の下に「、又は単独電話若しくは共同電話の第三十六条に規定する附属的な電話機の全部若しくは一部により」を加える。

第四十四条第一項中「以下この条において同じ。」を「以下この条において「加入電話等」という。」に改め、同項の表を次のように改め、同条第二項中「加入電話」を「加入電話等」に、「電話取扱局」を「、電話取扱局」に改める。

種類	
一級局	その電話取扱局に収容されている加入電話等の数に、その電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第二号に規定する準市内通話をすることができる加入電話を収容している電話取扱局に収容されている加入電話等の数の十分の一を加えた数
二級局	二十五未満
三級局	二十五以上百未満
四級局	百以上二百未満
五級局	二百以上四百未満
六級局	四百以上八百未満
七級局	八百以上二千未満
八級局	二千以上八千未満
九級局	八千以上五万未満
十級局	五万以上十五万未満
十一級局	十五万以上四十万未満
十二級局	四十万以上百万未満
十三級局	百万以上二百万未満
十四級局	二百万以上三百万未満
	三百万以上

第四十五条第一項中「次条」を「第四十六条」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公社は、郵政省令で定めるところにより、電話取扱局につき、その電話取扱局が属する前項の種類を指定し、これを公示しなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（単位料金区域）

第四十五条の二　公社は、全国の区域を分けて単位料金区域を定め、これを公示しなければならない。

2　前項の単位料金区域は、その区域内の電話取扱局に収容されている電話からの市外通話（郵政省令で定める近距離の市外通話を除く。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる市外通話地域間距離を測定するための単位の区域となるべき地域とする。

3　公社が第一項の規定により単位料金区域を定める場合の基準その他必要な事項については、郵政省令で定める。

第四十六条第二号中「市外通話」を「前二号に掲げる通話」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　準市内通話　一の電話取扱局（度数料金局に限る。）に収容されている電話からこれと同一の単位

料金区域内の他の電話取扱局に収容されている電話への通話（市内通話を除く。）の接続又は相互に隣接する二の単位料金区域のそれぞれの区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの一の地域内の電話取扱局（度数料金局に限る。）に収容されている電話から他の地域内の電話取扱局に収容されている電話への通話の接続が、自動的に行なわれる場合（通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む。）におけるその接続の方式による通話

第四十七条第一項中「接続の方法により」を「接続の方式による、自動接続通話方式による市外通話（度数料金局に収容されている電話からの市外通話でその市外通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるものを含む。以下同じ。）とその他の市外通話（以下「手動接続通話方式による市外通話」という。）とに区別し、手動接続通話方式による市外通話は」に改める。

第五十三条第三項中「当該認定に係る」を削る。

第六十八条第一項中「上欄」を「左の欄」に、「下欄」を「右の欄」に改める。

第七十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「電報」の下に「及び罹災地に特設する公衆電話から行なう通話」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する電報及びその返信の電報

第七十五条後段中「市内通話の料金」の下に「、準市内通話の料金」を加え、「自動接続市外通話方式」を「自動接続通話方式」に改める。

第八十一条第一項中「第百七条第三項を除き以下」を「以下この章において」に改める。

第百五条の次に次の一条を加える。

（線路の使用の請求）

第百五条の二　公社は、加入電話加入者、加入組合、電信加入者又は専用者から、その加入契約若しくは専用契約に係る電話機、電信機若しくは専用設備の端末機器を設置する場所の存する建物内又はこれらの機器を設置する場所と同一の敷地内にある線路をこれらの機器のための回線の一部として使用すべき旨の請求を受けたときは、その請求に係る線路が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しない場合又はその請求者がその使用に関し公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件を遵守すべき旨を約定しない場合を除き、その使用を承諾しなければならない。

別表を次のように改める。

別　表

第1　通常電報の料金

料金種別	料金額	
1　普通電報料		
イ　市内電報料		
基本料	和文10字又は欧文5語まで	30円
累加料	和文5字までごとに又は欧文1語ごとに	7円
ロ　市外電報料		
基本料	和文10字又は欧文5語まで	60円
累加料	和文5字までごとに又は欧文1語ごとに	10円
2　至急電報料	普通電報料の2倍	
3　翌日配達電報料		
基本料	和文10字又は欧文5語まで	30円
累加料	和文5字までごとに又は欧文1語ごとに	7円
4　第15条又は第16条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額	

第2　電話使用料（契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの）

料金種別	料金額		
		事務用	住宅用
1　度数料金制による場合			
イ　基本料			
単独電話及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級局	一加入電話ごとに月額	260円	180円
2級局	〃	300円	210円
3級局	〃	340円	240円
4級局	〃	380円	270円
5級局	〃	440円	310円
6級局	〃	500円	350円
7級局	〃	600円	420円
8級局	〃	700円	490円
9級局	〃	800円	560円
10級局	〃	900円	630円
11級局	〃	1,000円	700円
12級局	〃	1,100円	770円
13級局	〃	1,200円	840円
14級局	〃	1,300円	910円
ロ　度数料	市内通話1度数ごとに	7円	7円
2　定額料金制による場合			
イ　単独電話			
1級局	一加入電話ごとに月額	650円	390円
2級局	〃	750円	450円
3級局	〃	850円	510円
4級局	〃	950円	570円
5級局	〃	1,150円	690円
6級局	〃	1,450円	870円
7級局	〃	1,800円	1,080円
ロ　構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級局	一加入電話ごとに月額	1,000円	600円
2級局	〃	1,150円	700円
3級局	〃	1,300円	800円
4級局	〃	1,450円	900円
5級局	〃	1,750円	1,050円
6級局	〃	2,200円	1,300円
7級局	〃	2,700円	1,600円

備考

1　住宅用とは，加入電話加入者（法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

2　事務用とは，住宅用以外のものをいう。

第3　準市内通話料（加入電話から行なう通話に係るもの）　毎1分又はその端数ごとに　7円

第4　市外通話料（加入電話から行なう通話に係るもの）

料金種別	料金額
1　自動接続通話方式による通話に係るもの	次に掲げる秒数又はその端数ごとに　7円
市外通話地域間距離	
20キロメートルまで	50　秒
30　〃	38　秒
40　〃	30　秒
60　〃	21　秒
80　〃	15　秒
100　〃	13　秒
120　〃	10　秒
160　〃	8　秒
240　〃	6.5秒
320　〃	5　秒
500　〃	4　秒
750　〃	3　秒
750キロメートルをこえるもの	2.5秒

料金種別	第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話		左記以外のもの	
2　手動接続通話方式による通話に係るもの（準市内通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。）				
イ　普通通話料	3分まで	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	3分まで	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに
市外通話地域間距離				
10キロメートルまで	15円	5円	9円	3円
20　〃	24円	8円	21円	7円
30　〃	30円	10円	27円	9円
40　〃	39円	13円	33円	11円
60　〃	54円	18円	39円	13円
80　〃	72円	24円	45円	15円
100　〃	90円	30円	54円	18円
120　〃	108円	36円	63円	21円
160　〃	132円	44円	75円	25円
200　〃	156円	52円	90円	30円
240　〃	183円	61円	105円	35円
280　〃	210円	70円	120円	40円
320　〃	240円	80円	135円	45円
400　〃	279円	93円	156円	52円
500　〃	318円	106円	180円	60円
600　〃	360円	120円	210円	70円
750　〃	420円	140円	240円	80円
900　〃	480円	160円	270円	90円
1,100　〃	540円	180円	300円	100円
1,100キロメートルをこえるもの	600円	200円	330円	110円
ロ　至急通話料			普通通話料の2倍	
ハ　特別至急通話料			普通通話料の3倍	
ニ　第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額		普通通話料の3倍	
ホ　定時通話料	右記の料金額と同額		普通通話料の4倍	
ヘ　予約通話料（予約の期間が1月未満のものに係るものを除く。）	（月額）右記の料金額と同額		（月額）普通電話料の90倍	

備考

1　市外通話地域間距離の測定方法は，公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

2　公社は，市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき，郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第5　設備料（加入電話加入申込を承諾された場合のもの。ただし，構内交換設備及び内線電話機の設置に要するもの並びに契約の期間が30日以内のものに係るものを除く。）　一加入電話ごとに　10,000円

第6　公衆電話料（公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて，電話加入区域内に設置されたものから行なう通話に係るもの）

料金種別	料金額		
1　公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの			
イ　市内通話料	1度数ごとに	10円	
ロ　市外通話料			
(1)　その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの	3分まで	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	
(イ)　普通通話料	15円	5円	
(ロ)　第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	15円	5円	
(2)　(1)に掲げる通話以外の通話に係るもの	第4の2のイからホまでに掲げる料金額と同額		
2　その他の公衆電話から行なう通話に係るもの			
イ　市内通話料	1度数ごとに	10円	
ロ　市外通話料			
(1)　その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの	毎3分又はその端数ごとに		
(イ)　普通通話料		15円	
(ロ)　第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料		15円	
(2)　(1)に掲げる通話以外の通話に係るもの	第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話	左記以外のもの	
(イ)　普通通話料	毎3分又はその端数ごとに	毎3分又はその端数ごとに	
市外通話地域間距離			
10キロメートルまで	15円	10円	
20　〃	25円	20円	
30　〃	30円	25円	
40　〃	35円	30円	
60　〃	50円	35円	
(ロ)　至急通話料		普通通話料の2倍	
(ハ)　特別至急通話料		普通通話料の3倍	
(ニ)　第49条又は第50条	普通通話料と同額	普通通話料の3倍	

に規定する通話の市外通話料 3 第8条第2号の規定により公衆の利用に供する加入電話から行なう通話に係るもの	1度数ごとに　10円

備考
1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
2 市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の公衆電話に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
3 公社は、この表の3の加入電話につき、郵政省令で定めるところにより、この表の1、2又は3のいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。

第7 専用設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のものに係るもの	(月額)第4の2の1の料金額の種の右段の3分までの種において郵政大臣の認可を受けて定める額の6,000倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

附則

1 この法律は、昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十六条、第三十八条の三、第四十一条第二項、第五十三条第三項、第七十条及び第八十一条第一項の改正規定並びに第百五条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

2 公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう準市内通話（改正後の第四十六条第二号に規定する準市内通話をいう。）及び自動接続通話方式による市外通話（改正後の第四十七条第一項に規定する自動接続通話方式による市外通話をいう。）たる通話については、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内でその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

3 公社は、この法律の施行前においても、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう市外通話について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の別表第3、第4の1若しくは2又は第6の1のロ若しくは2のロに掲げる料金と同額とすることができる。

4 この法律の施行前（附則第二項の規定により従前の例によるものとされる同項に規定する通話に係る料金については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日まで）に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

5 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に、「十二級局」を「一級局」に改める。

第三条第一項中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に改める。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百五十号（昭三六・六・一七）

◎公共用地の取得に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定公共事業の認定（第三条―第十一条）
第三章　土地の収用又は使用に関する特則
　第一節　事業の認定（第十二条・第十三条）
　第二節　土地細目の公告（第十四条―第十六条）
　第三節　裁決及び損失の補償（第十七条―第三十八条）
　第四節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業（第三十九条・第四十条）
第四章　雑則（第四十一条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、土地等を収用し、又は使用することができる事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に関し、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

（特定公共事業）

第二条　この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

一　高速自動車国道若しくは一級国道又は二級国道のうち政令で定める主要な区間

二　日本国有鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間

三　第一種空港

四　都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの

五　公衆電気通信役務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市の区域に設置する政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設

六　河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設

七　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なもの

八　前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その

他の施設

第二章　特定公共事業の認定

（事業の説明等）

第三条　起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容並びに事業を緊急に施行することを要する理由について、事業を施行しようとする土地が所在する都道府県の知事及び市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の長並びにその土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。この場合において、住民に対する説明及びその意見の聴取については、少なくとも建設省令で定める程度の措置を講じなければならない。

2　都道府県知事及び市町村長（都の特別区の存する区域にあつては、特別区長）は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。

（特定公共事業の認定の申請）

第四条　起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一　起業者の名称

二　事業の種類

三　起業地

四　特定公共事業の認定を申請する理由

2　前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　事業計画書

二　起業地及び事業計画を表示する図面

三　起業地内に土地収用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書

四　起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

五　事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

六　前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

3　前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

（手数料）

第五条　前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

（特定公共事業認定申請書の欠缺の補正及び却下）

第六条　第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定めて、その欠缺を補正させなければならない。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2　起業者が前項の規定により欠缺の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠缺の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

（特定公共事業の認定の要件）

第七条　建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をすることができる。

一　事業が土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二条各号の一に該当するものに関するものであること。

二　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三　事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

四　事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

（特定公共事業の認定の手続）

第八条　土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第二十条」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第七条」と読み替えるものとする。

（特定公共事業認定申請書の縦覧）

第九条　市町村長（土地収用法第百四十条の規定が適用される場合においては、各場合に応じて、それぞれ、特別区長、市の区長又は町村組合の管理者。以下この条及び第十八条において同じ。）が前条において準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、前条において準用する同法第二十四条第二項の規定による手続を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。

2　前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

3　前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第二項の規定による手続を行なうことができない。

（特定公共事業の認定の告示）

第十条　建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を官報で告示しなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3　特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

（特定公共事業の認定の拒否の通知）

第十一条　建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章　土地の収用又は使用に関する特則

第一節　事業の認定

（特定公共事業の認定と事業の認定との関係）

第十二条　特定公共事業の用に供する土地の収用又は使用については、特定公共事業の認定又は第十条第一項の規定による告示があつたときは、それぞれ、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなす。

項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、その学説理論を尽くしていないものがある場合においても同条第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

3　第一項の規定による申立ては、審査の終了に至るまで、これを撤回することができない。

（審査の方法）

第二十一条　前条第一項の裁決（以下「裁決」という。）には、理由を附し、且つ、その裁決に関与した委員がこれに署名しなければならない。

2　前項の規定による申立ては、審査の終了に至るまで、収用委員会の仲裁、幹旋、損失の補償に関する要求の相当であると認めるときは、当事者に対し、期日及び場所を通知して、これらの者の出頭を求めることができる。

3　収用委員会は、前項の規定により出頭した当事者に対し、審査に関する事項について質問を発し、鑑定の時きその他必要な事項について意見書、鑑定書、損失の補償その他収用委員会の審理に現れた各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関する事項について裁決をするために必要と認める事項について、証拠調をすることができる。

4　収用委員会は、前項の証拠調をするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

5　第一項の規定により出頭した当事者に対し、収用委員会が行う質問は、審査の終了に至るまで、これを行うことができる。

（審査の終了）

第二十二条　収用委員会は、審査の終了の日から一週間以内に裁決をしなければならない。

2　収用委員会は、前項の期間内に裁決をすることができないときは、その旨及びその理由を当事者に通知しなければならない。

（裁決の時期）

第二十三条　収用委員会は、裁決をするときは、あらかじめ、当事者に対し、裁決をすべき期日を通知しなければならない。

2　収用委員会は、前項の期日において当事者の出頭がないときでも裁決をすることができる。

（裁決の方式）

第二十四条　裁決は、書面をもつてし、理由を附し、且つ、収用委員会の会議に出席した委員がこれに署名しなければならない。

2　収用委員会は、裁決をしたときは、速やかに、その裁決書の謄本を当事者に送達しなければならない。

（裁決の効果）

第二十五条　収用委員会の裁決があつたときは、当事者間に協議が調つたものとみなす。

2　収用委員会の裁決があつたときは、起業者は、裁決書の謄本の送達を受けた日から六月以内に、補償金を支払い、又は補償金を供託しなければならない。

3　起業者が前項の期間内に補償金を支払い、又は供託しないときは、その裁決は、その期間が経過した日から、将来に向つてその効力を失う。

（裁決の失効）

第二十六条　収用委員会の裁決があつた後、事情の変更により、裁決をした事項を変更し、又は裁決をした事項の全部若しくは一部を取り消すことが公共の福祉のため特に必要であると認めるときは、収用委員会は、当事者の申立てにより、裁決をした事項を変更し、又は裁決をした事項の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2　前項の規定による申立ては、裁決があつた後一年を経過した後は、これをすることができない。

（裁決の執行停止）

第二十七条　収用委員会の裁決があつた後、その裁決に係る訴えが提起されたときは、裁判所は、収用委員会の申立てにより、その裁決の執行を停止することができる。

（仮処分の禁止）

第二十八条　収用委員会の裁決があつた後、その裁決に係る訴えが提起されたときは、裁判所は、仮処分をすることができない。

（和解の勧告）

第二十九条　収用委員会は、裁決があつた後、その裁決に係る訴えが提起されたときは、当事者に対し、和解の勧告をすることができる。

2　収用委員会は、和解の勧告をしようとするときは、当事者の意見をきかなければならない。

（和解調書）

第三十条　当事者が和解の勧告に従つて和解をしたときは、収用委員会は、和解調書を作成しなければならない。

2　和解調書は、当事者及び収用委員会の会長又はその指定する委員が、これに署名しなければならない。

（和解調書の効力）

第三十一条　和解調書は、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の適用については、同法第二百三十六条第一項の規定による確定判決と同一の効力を有する。

（和解調書の更正）

第三十二条　収用委員会は、和解調書に誤りがあることを発見したときは、当事者に対し、和解調書の更正をすべきことを勧告することができる。

2　前項の規定による勧告があつたときは、当事者は、その勧告があつた日から一週間以内に、収用委員会に対し、和解調書の更正を申し立てることができる。

3　収用委員会は、前項の規定による申立てがあつたときは、和解調書を更正しなければならない。

（和解調書の効力の喪失）

第三十三条　和解調書は、裁判所において和解の無効又は取消しの判決が確定したときは、その効力を失う。

（和解調書の更正の訴え）

第三十四条　和解調書に誤りがあることを発見した当事者は、収用委員会に対し、和解調書の更正を申し立てることができる旨の勧告がなかつたときでも、和解調書の更正の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、和解調書の更正を申し立てることができる旨の勧告があつた日から一年を経過したときは、これを提起することができない。

（和解調書の更正の訴えの提起）

第三十五条　和解調書の更正の訴えは、収用委員会を被告として提起しなければならない。

2　収用委員会は、前項の訴えが提起されたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（仮処分の禁止）

第三十六条　収用委員会は、和解調書の更正の訴えが提起されたときは、裁判所に対し、仮処分をすることができない。

（和解調書の更正の効力）

第三十七条　和解調書の更正の訴えについての判決は、和解調書の更正の効力を有する。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第三十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第三十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第四十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第五十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第六十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第七十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第八十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第九十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百二十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百三十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百四十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百五十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百六十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百七十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百八十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第百九十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百二十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百三十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十一条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十二条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十三条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十四条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十五条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十六条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十七条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十八条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

（和解調書の更正の効力の喪失）

第二百四十九条　和解調書の更正の訴えについての判決が確定したときは、和解調書は、その判決の効力を失う。

第二十七条　第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項（第三号を除く。）、第九十九条第三項及び第四項、第百条並びに第百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

（担保の供託）

第二十八条　緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

（仮住居の提供）

第二十九条　起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならない。

2　起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相当なものであることについて収用委員会の確認を受けなければならない。

3　起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれ、その提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定は、適用しない。

（補償裁決）

第三十条　収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引続き審理し、遅滞なく裁決しなければならない。

2　前項の規定による裁決（以下「補償裁決」という。）に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関してのみ適用があるものとする。

（残地収用等の場合における補償額算定の時期）

第三十一条　補償裁決においては土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失（同条第三項第三号に規定する損失を含む。）は、その裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

（土地収用法第百四条の規定による権利者がある場合の替地等の要求）

第三十二条　土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第百四条の規定による権利を有する者がある場合においては、その権利を有する者の同意を得て、建設省令で定めるところによりその旨を収用委員会に届け出なければ、補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができない。

（清算）

第三十三条　補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額とに差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならない。

2　起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金額との差額につき、収用又は使用の時期から

ら前項の規定による清算金の支払の期限（その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時）までの期間について、年六分の利率により算定した利息を支払わなければならない。

（補償裁決で定める事項）

第三十四条　補償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2　補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

（物上代位）

第三十五条　先取特権、質権又は抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をこえるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に対しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

（同時履行）

第三十六条　起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

（強制執行）

第三十七条　補償裁決に対する土地収用法第百三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に関しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。

2　土地収用法第九十四条第十一項及び第十二項の規定は、前項の場合に準用する。

（建物による補償）

第三十八条　特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2　特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人（一時使用のため建物を賃借りした者を除く。）は、その建物が収用されるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

3　前二項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される建物又は建物の賃借権に関しては、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される同項に規定する替地の例による。

第四節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業

（土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業）

第三十九条　土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一

項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定については、第四条第二項第三号から第五号まで及び第三項、第八条、第九条並びに第十二条の規定は、適用しない。

2　土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三条の規定にかかわらず、同法第二十九条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

3　前項に規定する事業については、土地収用法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

4　都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業についてした特定公共事業の認定は、起業者が第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年以内に土地収用法第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5　土地収用法第三十一条第二項の規定は、第二項に規定する事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間、都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

6　土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告がその効力を有する期間中に第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものの当該土地細目の公告に関しては、第十六条の規定にかかわらず、同法第三十九条、第四十一条及び第百十六条第一項中「一年」とあるのは、「一年以内で公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から六月」とする。

第四十条　都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、同法第二十条第一項の規定による裁定の申請前に第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものについては、同法第二十条の規定は、適用しない。

第四章　雑則

（土地収用法第百二十三条の規定の不適用）

第四十一条　特定公共事業については、土地収用法第百二十三条の規定は、適用しない。

（訴願及び訴訟）

第四十二条　第二十二条の規定による請求に係る裁決があつた場合における土地収用法第百二十九条第二項の規定の適用については、その裁決は、同法第七十八条の規定による請求に係る裁決とみなす。

2　緊急裁決のうち、仮補償金及び第二十一条第二項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に関する訴を提起することができない。

（期間の計算及び通知の方法）

第四十三条　土地収用法第百三十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算方法及び通知の方法について準用する。

（手続の承継等）

第四十四条　土地収用法第九条、第十条、第百二十七条及び第百三十六条の規定は、この法律又はこの法

律に基づく命令の規定による起業者並びに土地所有者及び関係人の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

（権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定）

第四十五条　第二章、第三章（第三十一条を除く。）、第四十一条、第四十二条及び前条の規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（現物給付）

第四十六条　特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対償として土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に応ずるよう努めなければならない。

（生活再建等のための措置）

第四十七条　特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失うこととなる者は、前条の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができる。

一　宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。

二　住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。

三　職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

四　他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。

2　前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めるときは、関係行政機関、関係市町村長（都の特別区の存する区域にあつては、関係特別区長）、その申出をした者又はその代表者及び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4　特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に対する対償となる事項を実施しなければならない。

5　国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。

（公共用地審議会）

第四十八条　特定公共事業の認定に関する事項を審議させるため、建設省の附属機関として公共用地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第四十九条　審議会は、委員七人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3　委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員は、非常勤とする。

5　審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

6　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

（政令への委任）

第五十条　この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項その他この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

産業・運輸・郵政・労働大臣臨時代理・建設・自治大臣署名）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地審議会	公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）に基づく特定公共事業の認定に関する事項を審議すること。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和三十七年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商

法律第百五十一号（昭三六・六・一九）

◎国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第七条」の下に「又は同条及び第七条の二第一項若しくは附則第九項」を加える。

附則第九項以下を二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

9　昭和二十年八月十五日において外地の官署に所属する職員であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は地方公務員として在職した後引き続いて当該使用される者となつた者に限る。）その他の政令で定める者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から政令で定める期間内に再び職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつたものの勤続期間（附則第四項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）については、政令で別段の定めをすることができる。

10　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、かつ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条まで及び第七条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3　昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、新法附則第九項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令（以下「退職時の法令」という。）の規定によるものとする。ただし、勤続期間に関する事項のうち新法附則第四項に規定するものについては、政令で別段の定めをすることができる。

4　適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるもの（そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で請求により、支給する。

5　新法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替えるものとする。

6　適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当（そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当）は、新法及び附則第三項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき新法及び附則第三項の規定による退職手当を含む。）の内払とみなす。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十二号（昭三六・六・一九）

◎国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「基礎となつた組合員期間」の下に「（通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。）」を加える。

第四十一条第三項中「逓信省」を「郵政省」に改める。

第四十二条第二項中「属する月以前」の下に「の組合員であつた期間」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第四十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

組合員が第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

第四十八条第一項中「、給付事由」の下に「（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。）」を加え、「（給付事由）」を「（当該給付事由）」に改める。

第五十三条第二項中「三十日を経過した後にされた」を「三十日以内にされない」に改める。

第五十九条第二項中「、第六十一条第二項」を「、第六十一条第二項」に改める。

第六十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

第六十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

第六十二条第一項中「出産し、かつ、その生れた子を育てる場合には」を「出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときを除く。以下次項において同じ。）は」に、「出産の日から引き続き育てている期間（その期間が六月をこえるときは六月とし、その期間に一月に満たない端数があるときはこれを一月とする。）一月につき四百円」を「二千四百円」に改め、同条第二項中「、かつ、その生れた子を育て」を削り、同条第三項中「三日を経過した日」の下に「（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）」を加える。

第六十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五十九条第二項ただし書の規定を準用する。

第六十九条中「その受ける金額」の下に「を基準として政令で定める金額」を加える。

第七十六条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改め、同条第三項第二号中「俸給」を「当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた俸給の額」に改める。

第八十三条に次の二項を加える。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第七十九条の二、第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を除く。）の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、俸給十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十六条第三項、前条第三項及び第八十八条第三項の規定の適用については、第七十六条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十三条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を俸給日額で除して得た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間」と、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十三条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る俸給の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

第八十七条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものに対する前項の規定の適用については、「別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。）」とする。

第八十八条第二項及び第三項第二号中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に改める。

第九十六条中「場合には」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第九十九条第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第百一条第三項中「ときは」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

第百十三条中「又は審査の請求」を「、審査の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出」に改め、「その請求」の下に「、申出又は届出」を加える。

第百二十一条に次の一項を加える。

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例）

第百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に

規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3　前項の場合において、第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給は」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4　復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第九十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替えるものとする。

5　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第百二十五条第一項中「第四十一条第二項」の下に「及び前条」を加え、同条第二項中「とき、又は職員が組合職員となつたとき」を「場合又は職員が組合職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、第三十八条第二項及び第三項の規定を適用しないことを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定は、適用しない。この場合において」に改め、同条第三項を削る。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項の規定及び」を「第四十一条第二項及び第百二十四条の二の規定並びに」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削る。

附則第十三条の二第二項中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、同条第三項中「、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」と」を削り、「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第三の下欄中「四六、八〇〇円」を「四七、五二〇円」に、「三四、八〇〇円」を「三五、五二〇円」に、「一九、三二〇円」を「一九、八二四円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　再就職者に関する経過措置（第四十一条）」を「第七章　再就職者に関する経過措置（第四十一条・第四十一条の二）」に改める。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　旧法等　旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

第二条第一項第五号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第十三号中「及び恩給」を「、恩給」に改め、「通算される期間」の下に「及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間」を加え、同項第十九号及び第二十二号中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「前項」の下に「第十七号又は第十七号の二に掲げる額を算定する場合には、第五条第一項の規定は、適用しないものとし、前項」を加える。

第五条第三項中「停止する。」を「停止し、その者が施行日以後の職員である期間内に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。」に改め、同条第四項中「基礎となつた期間」の下に「（普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。）」を加える。

第二条第一項ただし書中「在職年」の下に「（当該一時恩給を受ける権利を取得するに至らなかつたときは、その権利が消滅した在職年を除く。以下第十九条第一号において同じ。）」を加え、「旧法又はその施行前の共済組合に関する法令」を「旧法等」に改め、「基礎となつた期間」の下に「（退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。以下第十九条第二号において同じ。）」を加え、同項第一号中「以外の年月数」の下に「及び同条第四項に規定する加算年の年月数」を加え、同号に次のように加える。

ニ　法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により普通恩給の基礎となるべき在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の恩給公務員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十六条、次条又は第十条の規定に該当するに至つた場合における当該期間及びその加えられるべき期間を加えるものとすれば、これらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間をこえることとなる場合におけるそのこえる期間

第七条第一項第二号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第五号中「及び国」を「、国」に改め、「旧長期組合員に該当するもの」の下に「及び旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で職員に相当するもの」を加える。

第九条中第二号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え

る。

二　旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

三　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第十一条第二項中「（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）」を削り、同項第一号中「年数」の下に「（その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。）」を加え、同条第三項中「第三号までの期間」の下に「（同項第一号の期間のうち四十年をこえる期間を除く。）」を加える。

第十二条第二号中「旧法第四十一条」を「旧法等」に、「又は第三号の期間に限る。」を「及び第三号に掲げる期間に限るものとし、同号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号に掲げる期間に加算するものとする。」に改め、「第一号の期間」の下に「（控除期間については、同項第一号及び第二号の期間）」を、「百分の〇・七五」の下に「（控除期間については、百二十分の〇・五）」を、「百分の〇・五」の下に「（控除期間については、百八十分の〇・五）」を、「相当する金額」の下に「（その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額）」を加える。

第十三条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に、「次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる」を「前条各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている」に改め、各号を削る。

第十九条第二号中「旧法又はその施行前の共済組合に関する法令」を「旧法等」に改める。

第二十三条第一項中「場合には、」の下に「当該各号において控除すべきこととされている金額を」を加え、「それぞれ第十二条各号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を」を削る。

第二十四条中「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十一条を第三十一条の二とし、第五章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（組合員期間二十年をこえる者に係る特例）

第三十一条　更新組合員に係る新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十二条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

第三十二条の二中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十三条中「新法第八十八条第一項第一号」の下に「又は第三十一条」を加え、「二万八千六百二十円」を「三万五千百円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十八条第二項本文中「第七条第一項第一号ハ」を「第七条第一項第一号ロ」に改める。

第四十一条第一項中「、第二十三条」を「から第二十四条まで」に、「、第三十二条」を「から第三十三条まで」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「、第四項」を、「第八条」の下に「、第十三条第三項」を、「第四十一条第一項の規定の適用を受ける組合員」と」の下に「、「施行日以後」とあるのは「当該組合員となつた日以後」と」を加え、同条第三項中「前項」の下に「及び次条」を加え、「及び同項に係る」を「その他の」に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第四十一条の二　更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第十九条の規定の適用を受け、その後再び長期組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号若しくは第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定の例により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　第十九条第一号に掲げる金額の十五分の一に相当する金額

二　その者を第十二条第二号に掲げる更新組合員とみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三　第十九条第三号の期間の年数一年につき、新法の俸給年額の百分の一・四に相当する金額

2　新法第八十条の規定による退職一時金又は新法第八十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者（新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でその後再び長期組合員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第四号の金額は、同号の規定の例により算定した金額から新法第七十六条第三項第一号又は第二号に掲げる金額（その額が第十一条第一項第四号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額）を控除した金額とする。

3　前二項に規定する者について前条第一項の規定により第十三条第二項、第二十三条、第二十四条、第三十二条の二又は第三十三条の規定を準用する場合には、これらの規定中「前条各号に掲げる者」とあり、又は「第十二条各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項中「前条」を「第四十一条」に改める。

第四十五条第二項中「（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）」を削り、同項第一号中「年数」の下に「（その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。）」を加え、同条第三項中「第一号の期間」の下に「（四十年をこえる期間を除く。）」を加える。

第四十五条の三第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改める。

第四十六条第一項中「及び第二十三条」を「から第二十四条まで」に、「第二十三条中」を「第二十三条及び第二十四条中」に改め、「「第十二条第一号」と」の下に「、「当該各号」とあるのは「同号」と」を加える。

第四十八条を第四十七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（警察職員等の公務による遺族年金に関する経過措置）

第四十八条　恩給更新組合員である警察職員等につ

き新法第八十八条第一項第一号の事由が生じた場合における第四十二条第一項において準用する第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第三十一条中「二十年をこえる組合員期間」とあるのは「十五年をこえる警察職員等であつた期間」と、「第二十二条第一項各号の期間」とあるのは「第四十六条第一項の規定により適用される第二十二条第一項第一号及び第四号の期間」と、第三十三条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とする。

第五十条第一項中「職員であつた期間があるときは、これらの者に対する長期給付に関する規定」を「対する第四章、第五章及び第五十五条第一項の規定」に、「当該期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入しないもの」を「第四章及び第五章中「公務」とあるのは「業務」と、第五十五条第一項中「国」とあるのは「組合又は連合会」」に改める。

第五十四条中「又は第六条第一項本文」を「、第六条第一項本文又は第四十条第一項」に改め、「、「組合」の下に「（連合会加入組合に係る場合にあつては、連合会）」を加える。

第五十五条第三項中「公営企業金融公庫」の下に「、中小企業信用保険公庫」を加える。

別表中「一六〇、二〇〇円」を「一六五、〇〇〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考五中「生れた」を「生まれた」に改め、「、同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号及び同法別表の改正規定（同表中廃疾の程度一級に対応する金額の改正規定及び同法別表の備考五の改正規定を除く。）並びに同法第九条第一号の次に二号を加える改正規定は、昭和三十六年十月一日から、同法別表備考五の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（給付に関する規定の一般的適用区分）

第二条　改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十六条第二項、第八十七条第二項及び第三項、第八十八条第二項及び第三項、第百二十一条第三項、附則第十三条の二第三項及び別表第三並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第二条第一項第五号及び第十三号、第七条第一項第二号及び第五号、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第二十三条、第二十四条、第三十一条、第三十二条の二及び第三十三条（これらの規定を改正後の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二、第四十五条第二項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項、第四十八条並びに別表（廃疾の程度一級に対応する金額に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（給付金からの控除等に関する経過措置）

第三条　改正後の法第四十六条第一項及び第九十六条の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

（損害賠償の請求権に関する経過措置）

第四条　改正後の法第四十八条第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付事由が生じた場合については、なお従前の例による。

（出産費等に関する経過措置）

第五条　施行日前に出産した組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第六十六条の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前の例による。

（国等の負担金に関する経過措置）

第七条　改正後の法第九十九条第二項の規定は、施行日の属する月分以後の国（同法附則第二十条第三項の場合にあつては、地方公共団体。以下この条において同じ。）の負担金について適用し、同月前の月分の国の負担金については、なお従前の例による。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例に関する経過措置）

第八条　改正後の法第百二十四条の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となるため退職した者について適用する。

（住宅金融公庫の役職員に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。）で住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）附則第二項の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2　前項の規定に該当する者（以下「公庫職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の改正後の法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、公庫職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る恩給（次に掲げるものを除く。）は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一　その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二　その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三　増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3　復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定（改正後の法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

4　前項の規定の適用を受けた者に係る恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

5　改正後の法第百二十四条の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中

「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）の施行の日」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続く公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短恩給年限に達する日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、第二項から第四項まで中「施行日」とあり、又は前項中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）の施行の日」とあるのは、「普通恩給についての最短恩給年限に達する日」と読み替えるものとする。

（公団等の役職員に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫又は首都高速道路公団（以下この項において「公団等」という。）に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続いて恩給法第十九条に規定する公務員（以下「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下「公務員とみなされる者」という。）となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定により当該公団等の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者の在職年月数に通算されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を、公団等職員となる前の組合に申し出たときは、改正後の施行法第四十一条第四項の規定は、施行日以後、その者については適用しない。

一　日本住宅公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第三十七条第三項及び第四項

二　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条第三項及び第四項

三　農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第三十七条第三項及び第四項

四　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条第三項及び第四項

五　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四条第三項及び第四項

六　原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条第一項及び第二項

七　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十九条第三項及び第四項

八　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第三十五条第三項及び第四項

九　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九条第一項及び第二項

十　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第四十八条第三項及び第四項並びに同法附則第十二条第一項

十一　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十三条第一項

2　前項の申出をしなかつた公団等職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定（改正後の法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

3　前項の規定に該当する者に対する改正後の施行法第四十一条第四項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）の施行の日前の期間に限る。）」とする。

4　前条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて改正後の法第百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限るものとし、公庫職員、公団等職員並びに附則第二十二条に規定する復帰希望職員及び復帰希望組合員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その他の公庫等職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給（改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第五条第二項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給を除く。）並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　附則第九条第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるもの を除く。）」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する普通恩給並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「改正前の施行法第六条第一項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた退職年金」と読み替えるものとする。

（組合職員の取扱いに関する経過措置）

第十二条　施行日前に組合職員が職員となり、又は職員が組合職員となつた場合における長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（増加恩給の受給権が消滅した場合に関する経過措置）

第十三条　改正後の施行法第五条第三項（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者について適用し、同日前に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者については、なお従前の例による。

（除算された加算年の算入に伴う経過措置）

第十四条　更新組合員又は改正後の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者（以下「再就職者」という。）が昭和三十七年九月三十日以前に退職し、又は昭和

三十六年九月三十日以前に死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条第四項及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和三十七年十月分（遺族年金については、昭和三十六年十月分）から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、改正前の法、改正前の施行法、改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正後の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となった同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

（旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置）

第十五条　更新組合員又は再就職者が昭和三十六年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、同年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

一　法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項並びに改正後の施行法第二条第一項第十三号及び第七条第一項第一号

二　改正後の施行法第九条第二号又は第三号

2　前条第二項の規定は前項第一号の場合について、同条第三項の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。

3　昭和三十六年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき改正前の法、改正前の施行法、改正後の法又は改正後の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、在職年の計算につき法律第百五十五号附則第四十二条第一項第一号又は第二号及び改正後の施行法第二条第一項第十三号の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。

（旧特別調達庁職員であった期間の取扱い等）

第十六条　改正後の施行法第七条第一項第五号の規定の適用を受ける者の同号の規定の改正により組合員期間に算入されることとなった期間は、施行日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなす。

2　政府は、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金のうち、前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者であった期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から

組合に交付するものとする。

（公務による廃疾年金の額に関する経過措置）

第十七条　昭和三十六年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日から同年九月三十日までの間に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものの額の算定については、改正前の施行法別表中「九八、二〇〇円」とあるのは「一〇三、〇〇〇円」と、「五三、二〇〇円」とあるのは「五八、〇〇〇円」とする。

2　昭和三十六年九月三十日において現に公務による廃疾年金の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条（同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び同法別表（同表中廃疾の程度一級に対応する金額に係る部分を除くものとし、備考五の改正がなかったものとする。）の規定により算定した額（施行日前に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものにあつては、同表中「一〇五、〇〇〇円」とあるのは「一〇〇、二〇〇円」と、「六四、〇〇〇円」とあるのは「五九、二〇〇円」として算定した額。）に改定する。ただし、改定後の年金額が従前の年金額に達しない者については、この改定を行わない。

3　昭和三十六年十二月三十一日において現に公務による廃疾年金の支給を受けている者のうち、改正後の施行法別表備考五に規定する退職後に生まれた子が同表備考四ロに規定する子とあわせて四人をこえている者については、昭和三十七年一月分以後、同表備考三の規定による加算額（以下次項において「加算額」という。）を同表備考三から五までの規定により算定した額に改定する。

4　昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年十二月分までの加算額の計算については、なお従前の例による。

（債務の保証に関する経過措置）

第十八条　改正後の施行法第五十四条の規定は、施行日以後に消滅する権利に係る債務について適用し、同日前に消滅した権利に係る債務については、なお従前の例による。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第十九条　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の三から第五十三条の六まで　削除

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第二十条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条及び第四十三条　削除

（医療金融公庫法の一部改正）

第二十一条　医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。

（石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役職員等の取扱いに関する経過措置）

第二十二条　この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役職員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望役職員に該当する者に対する国家公務員共済組合

法律第百五十三号（昭三六・六・一九）

◎昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第一の仮定俸給を」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により年金額を改定された年金のうち、その算定の基準となる別表第一の下欄に掲げる仮定俸給が二万八百円以下のものについては、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつている年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

3　昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職し、又は死亡した者（同年六月三十日に退職したものとすればその者に係る年金につき前二項の規定の適用を受けるべき者に限る。）で、同年六月三十日に退職したものとみなして前二項の規定を適用した場合に受けるべき年金の額が現に受けている年金の額をこえることとなるものについては、その者又はその遺族の申出により、昭和三十六年十月分以後、同日に退職したものとみなしてこれらの規定に準じ年金額を改定することができる。

第二条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第

法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

一の仮定俸給を」に改め、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

別表第二

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定俸給	仮定俸給
六、〇〇〇円	七、四〇〇円
六、二〇〇	七、六五〇
六、六五〇	八、一五〇
七、一五〇	八、六五〇
七、四〇〇	八、九五〇
七、六五〇	九、二五〇
七、九〇〇	九、八五〇
八、四〇〇	一〇、六五〇
八、六五〇	一一、一〇〇
八、九五〇	一一、五五〇
九、五五〇	一二、四五〇
九、八五〇	一二、九〇〇
一〇、二五〇	一三、四〇〇
一一、一〇〇	一四、六〇〇
一一、五五〇	一五、二〇〇
一二、四五〇	一六、四〇〇
一三、四〇〇	一七、八〇〇
一四、六〇〇	一八、五〇〇
一五、八〇〇	一九、二〇〇
一六、四〇〇	二〇、〇〇〇
一七、八〇〇	二〇、八〇〇
一八、五〇〇	二一、六〇〇

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額の算定の基準となつているこれらの規定に規定する年金額改定法の仮定俸給が六、〇〇〇円未満の場合においては、その仮定俸給の一・二三三倍に相当する金額（一円未満の端数は、切り捨てるものとし、その額が六、六五〇円未満となる場合には、六、六五〇円とする。）を仮定俸給とし、当該年金額改定法の仮定俸給のうち六、〇〇〇円以上一八、五〇〇円未満に該当するもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額による。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項（第二号を除く。）中「同法別表の仮定俸給」を「同法別表第一の仮定俸給」に、「第二条第二項において準用する同法第一条第二項」を「第二条第三項において準用する同法第一条第四項（同条第二項に係る部分に限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二　昭和三十一年法律第百三十三号第二条第二項において準用する同法第一条第二項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつた同法別表第二の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

第二条第五項中「前条」を「第一条」に、「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「又は第三項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第一条の二の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。

第五条中「前四条」を「前五条」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第一条」の下に「第一条の二」を加える。

（内閣総理・各省大臣署名）

第四項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第七項」に、「前条」を「第一条」に改め、「改定された額」の下に「（以下次項において「従前の改定額」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号に掲げる年金については、従前の改定額又は第二項において準用する前条の規定により改正された額が次の各号に掲げる障害の等級（別表第三の備考二の規定の適用後の等級とする。）に応じ当該各号に掲げる金額に満たないときは、昭和三十六年十月分以後、その額を当該各号に掲げる金額に改定する。

一　四級　七九、〇〇〇円（別表第三の備考二に規定する年金でその障害の程度が四級に該当するものにあつては、九五、〇〇〇円）

二　五級　五二、〇〇〇円

三　六級　三八、〇〇〇円

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。この場合において、同項第一号に掲げる年金について準用するときは、同条第二項中「前条第二項及び第三項」とあるのは、「前条第二項」と読み替えるものとする。

第三条第一項第三号（ロを除く。）中「同法別表」を「同法別表第一」に、「第一条第二項」を「第一条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第三項前段中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「前条第二項から第四項まで並びに同条第五項中同条第二項及び第三項」を「前条第三項から第六項まで並びに同条第七項中同条第三項及び第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、前項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する第一条第五項中「前項」とあるのは「第三条第三項第二号」と、前条第三項中「昭和二十八年法律第百六十号第三条又は第一項若しくは第七項において準用する第一条第二項」とあるのは「第三条第三項又は同条第四項において準用する第一条第二項」と読み替えるものとする。

法律第百五十四号（昭三六・六・一九）

◎児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「し体不自由児施設」の下に「、情緒障害児短期治療施設」を加える。

第十五条の二第一項第一号中「判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと」を「判定を行なうこと」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。

第十五条の二第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対して、厚生大臣の定める項目につき厚生大臣の定める方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

前項のほか、都道府県知事は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行なうものとする。

都道府県知事は、前二項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、児童相談所、福祉事務所等の指導を受けることを勧奨しなければならない。

第二十一条第二項中「保健所又は」を「保健所、」に、「保健指導を受けたときは」を「保健指導を受けたとき、又は第十九条の二の規定による健康診査を受けたときは」に改め、「保健指導上」を削り、「乳児又は幼児の保護者」を「乳児若しくは幼児の保護者」に、「乳児又は幼児の保健指導を受けたときも」を「乳児若しくは幼児の保健指導を受けたとき、又は乳児若しくは幼児が、第十九条の二の規定による健康診査を受けたときも」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条　保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する新生児（出生後二十八日を経過しない乳児をいう。以下同じ。）について、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児について第二十一条の三の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

前項の規定による訪問指導は、必要があるときは、当該乳児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

第二十一条の三に次の一項を加える。

第二十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

第二十一条の十六第一項中「骨関節結核」の下に「その他の他の結核」を加え、同条第二項第二号中「学習」の下に「及び療養生活」を加える。

第二十七条第一項第三号中「し体不自由児施設」の下に「、情緒障害児短期治療施設」を加える。

第二十八条第一項中「又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に触れ、又は触れるの虞のある」を「、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」に改める。

第三十条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　都道府県知事は、里親、保護受託者及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

第四十三条の四　情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有するおおむね十二歳未満の児童を、短期間、収容し、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害をなおすことを目的とする施設とする。

第五十条第四号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条第七号中「し体不自由児施設」の下に「、情緒障害児短期治療施設」を加える。

四の二　第十九条の二第一項の健康診査に要する費用

第五十一条第二項第一号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十九条の二第一項の健康診査に要する費用

第五十二条中「第五十条第五号及び第十号並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」を「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その三分の一を、第五十条第十号及び前条第一項第二号」に改める。

第五十六条第一項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方財政法の一部改正）

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「、母子手帳」を「及び健康診査」に改め、「骨関節結核」の下に「その他の結核」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条　削除

（社会福祉事業法の一部改正）

3　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、し体不自由児施設」の下に「、情緒障害児短期治療施設」を加える。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

4　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　厚生省関係（第七条―第十一条）」を「第二章　削除（第七条―第十一条）」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第七条から第十一条まで　削除

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十五号（昭三六・六・一九）

◎社会福祉施設職員退職手当共済法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　退職手当共済契約（第三条―第六条）
第三章　退職手当金（第七条―第十四条）
第四章　掛金（第十五条―第十七条）
第五章　国及び都道府県の補助（第十八条・第十九条）
第六章　雑則（第二十条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「社会福祉施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた養老施設、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設

二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第三項の規定による認可を受けた乳児院、母子寮、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び教護院

三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設及び身体障害者収容授産施設

四　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第四項に規定する精神薄弱者援護施設

五　その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2　この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

3　この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。

4　この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

5　この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

6　この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

7　社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に使用されていた職員で引き続き変更

後の経営者に使用されるに至つたものは、変更前の経営者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第二章　退職手当共済契約

（契約の締結）

第三条　振興会は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一　契約の申込者が第六条第二項第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二　契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三　契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四　前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める正当な理由があるとき。

（契約の成立）

第四条　退職手当共済契約は、振興会が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2　退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者には、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

（被共済職員等の受益）

第五条　被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

（契約の解除）

第六条　振興会又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2　振興会は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

一　共済契約者が、経営者でなくなつたとき。

二　共済契約者が、納付期限後二箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。

三　共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。

3　振興会は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4　共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

5　退職手当共済契約の解除は、将来に向つてのみ効力を生ずる。

6　振興会は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

第三章　退職手当金

（退職手当金の支給）

第七条　振興会は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

（金額）

第八条　退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえ十年をこえない者にあつては百分の七十五を乗じて得た額とする。

2　退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

3　退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　十年までの期間については、一年につき百分の百二十五

二　十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百十

三　二十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十

第九条　退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　十年までの期間については、一年につき百分の百二十五

二　十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百十

三　二十年をこえる期間については、一年につき百分の百五

四　三十年をこえる期間については、一年につき百分の百三十七・五

（遺族の範囲及び順位）

第十条　第七条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時実事上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職

令で定める程度の疾病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　十年までの期間については、一年につき百分の百二十五

二　十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百十

三　二十年をこえる期間については、一年につき百分の百五

四　三十年をこえる期間については、一年につき百分の百三十七・五

2　退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政

員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四　子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2　退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。

3　前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、退職手当金は、その人数によつて等分して支給する。

（被共済職員期間の計算）

第十一条　被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までをこれに算入する。

2　前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3　被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4　被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつているときは、その月は、第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

5　引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前四項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

6　被共済職員期間（前項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間）に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（支払の差止め）

第十二条　振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。

（支給の制限）

第十三条　振興会は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2　振興会は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

（譲渡等の禁止）

第十四条　退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第四章　掛金

（掛金の納付）

第十五条　共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2　掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。

（納付期限）

第十六条　毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2　振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（割増金）

第十七条　振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

2　割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることができない。

第五章　国及び都道府県の補助

（国の補助）

第十八条　国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内

二　振興会の事務に要する費用

（都道府県の補助）

第十九条　都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

第六章　雑則

（時効）

第二十条　退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（届出）

第二十一条　共済契約者は、厚生省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生省令で定める事項を振興会に届け出なければならない。

（記録の作成及び保存）

第二十二条　共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2　共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。

（立入検査）

第二十三条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（原簿）

第二十四条　振興会は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

2　被共済職員又は被共済職員であつた者は、厚生省令の定めるところにより、いつでも前項の原簿の閲覧を請求することができる。

（あつせん）

第二十五条　退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に関して、振興会と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2　被共済職員期間又は退職手当金に関して、振興会と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。

3　前二項の規定によるあつせんの請求の手続その他あつせんに関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（戸籍事項の無料証明）

第二十六条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、振興会又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（実施命令）

第二十七条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第二十一条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十二条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者

三　第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）を施行すること。

（社会福祉事業振興会法の一部改正）

3　社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉法人に対し」を「社会福祉法人に対する」に、「資金を融通し、」を「資金の融通に、「社会福祉事業に関し」を「社会福祉事業に関する」に、「助成を行い」を「助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営し」に改める。

第二十三条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行なうこと。

第二十四条第二項中「目的」の下に「、社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営の方法」を加え、「代理業務」を「委託業務」に改める。

第二十五条の見出しを「（業務の委託）」に改め、同条第一項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させる」を「委託する」に改め、同条第二項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させ」を「委託し」に、「代理業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（経理の区分）

第二十七条の二　振興会は、第二十三条第一項第三号の業務に係る会計を他の業務に係る会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第三十二条第二項中「この法律」の下に「又は社会福祉施設職員退職手当共済法」を加える。

第三十三条第一項中「貸付業務を代理する」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第三十五条中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に改める。

（法務・大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十六号（昭三六・六・一九）

◎機械類賦払信用保険臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「機械類」とは、中小企業の設備の近代化に資し、かつ、機械工業の振興上特に生産の合理化を促進する必要があると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

2　この法律において「割賦販売契約」とは、代金を政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。

（保険契約）

第三条　政府は、会計年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者（機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。）を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦払信用保険の保険契約を締結することができる。

2　機械類賦払信用保険は、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者等との間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後（引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類であつて政令で定めるものについては、当該労務の提供を開始した後。以下同じ。）に到来する決済期において支払を受けることができなかつた代金の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。

3　政府は、次に掲げる場合には、第一項の保険契約を締結してはならない。

一　製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合

二　当該保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合

（保険価額及び保険金額）

第四条　前条第二項の保険関係においては、割賦販売契約に基づく機械類の代金の額のうちその機械類を引き渡した後に受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第五条　第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち製造業者等が決済期において支払を受けることができなかつた代金の額（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その代金の額を加えた金額）から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一　当該割賦販売契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額

二　決済期において支払を受けることができなかつたことにより支出を要しなくなつた金額

（保険料率）

第六条　第三条第一項の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うように、政令で定める。

（契約の限度）

第七条　政府は、一会計年度内に締結する第三条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、その保険契約を締結するものとする。

（代金等の回収）

第八条　保険金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保険関係が成立した割賦販売契約に基づく代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他当該機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

（回収金の納付）

第九条　保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

（契約の解除等）

第十条　政府は、製造業者等がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は第三条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同条第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立した第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三　機械類賦払信用保険を行なうこと。

第十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　機械類賦払信用保険に関すること。

第二十七条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　機械類賦払信用保険に関すること。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十七号（昭三六・六・一九）

◎機械類賦払信用保険特別会計法

（設置）

第一条 機械類賦払信用保険臨時措置法（昭和三十六年法律第百五十六号。以下「法」という。）による機械類賦払信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、保険料、法第九条の規定により納付される回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第五条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入れ）

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の繰入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金）

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十四条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十五条 第十三条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越し）

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、法の施行の日から施行し、昭和三十六年度の予算から適用する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「輸出保険特別会計」の下に「、機械類賦払信用保険特別会計」を加える。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「特定物資納付金処理特別会計」の下に「、機械類賦払信用保険特別会計」を加える。

第十条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 機械類賦払信用保険特別会計の経理を行なうこと。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十八号（昭三六・七・一）

◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十八条」に改める。

第五条第一項中「十二人以内」を「十三人以内」に改める。

第七条を次のように改める。

（中央協議会の事務局）

第七条　中央協議会の事務を処理させるため、中央協議会に事務局を置く。

2　事務局に、所要の職員を置く。

第八条中「中央協議会」の下に「の組織及び運営並びに事務局その他中央協議会」を加える。

第九条の見出しを「（都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会）」に改め、同条第一項中「都道府県は」を「都道府県及び市町村は」に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会」という。）」を「都道府県協議会（以下「地方協議会」という。）」に改め、同条第二項中「都道府県協議会」を「地方協議会の組織及び運営その他地方協議会」に改め、同条第三項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県協議会」を「地方協議会」に改める。

第十四条中「同日以後」の下に「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号。以下「一部改正法律」という。）の施行（同法附則第一項本文の規定による施行をいう。以下第十六条第一項において同じ。）の日の前日までの間」を加える。

第十四条の次に次の四条を加える。

第十五条　前条の離職を余儀なくされた者について第十六条の規定により特別給付金を支給することができる場合には、その者については、前条の規定は、適用しない。

第十六条　政府は、昭和三十二年六月二十二日において第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労務者（以下「旧政府雇用労務者」という。）又は同日以後一部改正法律の施行の日まで引き続き旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は同条第一号に掲げる者に該当する労務者若しくはこれに相当する労務者であつて政令で定める者として在職したものが、一部改正法律の施行の日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合には、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した者が、政令で定める期間以上在職し、かつ、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した時において同条第一号に掲げる者に該当する労務者として在職していた場合に限る。

2　旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労務者若しくはこれに相当する労務者であつて政令で定める者であつた者が離職し、その者が当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤

務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再びこれらの労務者のいずれかとなつたときは、その者は引き続き在職したものとみなして、前項本文の規定を適用する。

3　第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労務者について同項の規定により特別給付金を支給することができる場合が二以上あるときは、同項の規定は、当該二以上の場合のうち最後の場合に限り、適用する。

第十七条　第十四条又は前条第一項の離職を余儀なくされた者に係る特別給付金は、その者が当該離職を余儀なくされた後引き続く在職者とならなかつたとき、又は当該離職を余儀なくされた後引き続く在職者となつた者が死亡したとき（当該死亡につき同項の規定により特別給付金を支給することとなる場合を除く。）に支払うものとする。

2　前項において「引き続く在職者」とは、離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に第二条第一号に掲げる者に該当する労務者又はこれに相当する労務者であつて政令で定める者をいう。

（職業訓練手当及び移転に要する費用の支給）

第十八条　雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一　公共職業訓練を受ける駐留軍関係離職者に対して手当を支給すること。

二　公共職業安定所の紹介した職業に就くため駐留軍関係離職者がその住所又は居所を変更する場合において、その者に対して移転に要する費用を支給すること。

三　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　前項に規定する業務は、次の各号に該当する駐留軍関係離職者に対して行なうものとする。

一　当該離職の日が昭和三十二年六月二十二日以後であること。

二　旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労務者若しくはこれに相当する労務者であつて政令で定める者として在職していたこと。

三　一部改正法律の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日以後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

3　政府は、雇用促進事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

4　雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

5　第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

6　雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は第一項に規定する業務について、同法第三十五条の規定は同項第一号の手当又は同項第二号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第十八条の改正規定は、雇用促進事業団法の施行（同

法附則第一条ただし書の規定による施行をいう。）の日から施行する。

（経過規定）

2　法第十六条の改正規定の施行前にすでに改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者について、改正後の法第十六条の規定により特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、当該改正後の法第十六条の規定による特別給付金の内払とみなす。

（内閣総理・労働大臣臨時代理署名）

法律第百五十九号（昭三六・七・一）

◎割賦販売法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　割賦販売
第一節　総則（第三条―第八条）
第二節　割賦販売の標準条件（第九条・第十条）
第三節　前払式割賦販売（第十一条―第二十九条）
第三章　割賦購入あつせん（第三十条―第三十五条）
第四章　割賦販売審議会（第三十六条―第四十二条）
第五章　雑則（第四十三条―第四十八条）
第六章　罰則（第四十九条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（目的及び運用上の配慮）

第一条　この法律は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2　この法律の運用にあたつては、割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興に留意しなければならない。

（定義）

第二条　この法律において「割賦販売」とは、購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領すること（購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む。）を条件として指定商品を販売することをいう。

2　この法律において「指定商品」とは、耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいう。

3　この法律において「割賦購入あつせん」とは、それと引換えに特定の販売業者から商品を購入することができる証票をこれにより商品を購入しようとする者（以下この項において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証票と引換えに特定の販売業者からその証票に表示されている金額に相当する商品を購入したときは、当該利用者からその証票に表示されている金額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該商品の代金に相当する金額を交付することをいう。

第二章　割賦販売
第一節　総則
（割賦販売条件の明示）

第三条　割賦販売を業とする者（以下「割賦販売業者」という。）は、割賦販売を行なう指定商品について次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければならない。

一　現金販売価格（商品の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

二　割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。以下同じ。）

三　割賦販売に係る代金の支払（その支払に充てるための預金の預入れを含む。以下同じ。）の期間及び回数

四　第十一条に規定する前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期

（書面の交付）

第四条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一　割賦販売価格

二　賦払金（割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。）の額

三　賦払金の支払の時期及び方法

四　商品の引渡時期

五　契約の解除に関する事項

六　所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

（契約の解除等の制限）

第五条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

3　前二項の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて購入者のために商行為となるものについては、適用しない。

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第六条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一　当該商品が返還された場合　当該商品の通常の使用料の額（当該商品の割賦販売価格に相当する額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額をこえるときは、その額）

二　当該商品が返還されない場合　当該商品の割賦販売価格に相当する額

三　当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合　契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

（所有権に関する推定）

第七条　割賦販売の方法により販売された指定商品の所有権は、賦払金の全部の支払の義務が履行される時までは、割賦販売業者に留保されたものと推定する。

（適用除外）

第八条　この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。

一　指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売

二　輸出取引たる割賦販売

三　国又は地方公共団体が行なう割賦販売

四　次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行なう割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行なう割賦販売を含む。）

イ　特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条第二項又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体

ハ　労働組合

五　事業者がその従業者に対して行なう割賦販売

六　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に該当する割賦販売

第二節　割賦販売の標準条件

（標準条件の公示）

第九条　主務大臣は、割賦販売（第十一条に規定する前払式割賦販売を除く。以下次条において同じ。）について、その健全な発達を図るため必要があるときは、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する第一回の賦払金の額の標準となるべき割合及び割賦販売に係る代金の支払の標準となるべき期間を定め、これを告示するものとする。

（勧告）

第十条　主務大臣は、割賦販売業者が前条の規定により告示した割合より著しく低い第一回の賦払金の額の割賦販売価格に対する割合又は同条の規定により告示した期間より著しく長い代金の支払の期間によつて指定商品の割賦販売を行なつているため、当該商品の割賦販売の健全な発達に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該割賦販売業者に対し、その割合を引き上げ、又はその期間を短縮すべきことを勧告することができる。

2　前項の規定による勧告は、告示により行なうことができる。

第三節　前払式割賦販売

（前払式割賦販売業者の登録）

第十一条　指定商品を引き渡すに先だつて購入者から二回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する割賦販売（以下「前払式割賦販売」という。）は、通商産業省に備える前払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦販売業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一　指定商品の前払式割賦販売の方法による年間の販売額が政令で定める金額に満たない場合

二　指定商品が新たに定められた場合において、現に当該指定商品を前払式割賦販売の方法により販売することを業として営んでいる者が、その定められた日から六月間（その期間内に次条の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。）当該商品を販売するとき。

三　前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定商品の前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合

（登録の申請）

第十二条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

三　資本又は出資の額及び役員の氏名

2　前項の申請書には、定款、登記簿の謄本その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（手数料）

第十三条　前条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、手数料として三千円を納付しなければならない。

（登録及びその通知）

第十四条　通商産業大臣は、第十二条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第十二条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を前払式割賦販売業者登録簿に登録しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十五条　通商産業大臣は、第十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　資本又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四　第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

五　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人

六　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ　登録割賦販売業者が第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

2　前項第三号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

3　通商産業大臣は、百貨店業者（百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は指定商品の製造業者が第十二条第一項の申請書を提出した場合において、その申請に係る前払式割賦販売の事業活動が、中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その登録を拒否することができる。

4　通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（営業保証金の供託）

第十六条　登録割賦販売業者は、営業保証金を主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならない。

2　登録割賦販売業者は、営業保証金を供託したときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

（営業保証金の額等）

第十七条　前条第一項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所又は代理店につき営業所又は代理店ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。ただし、その額は、百万円をこえないものとする。

2　前項の営業保証金は、通商産業省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他通商産業省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

（営業所等の新設の場合の営業保証金）

第十八条　登録割賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。ただし、その者が供託する営業保証金の総額が百万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2　第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（変更登録の申請）

第十九条　登録割賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

（契約の締結の禁止）

第二十条　通商産業大臣は、登録割賦販売業者が第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、購入者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録割賦販売業者に対し、前払式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命ずることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その登録割賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。

（営業保証金の還付）

第二十一条　登録割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に関し、当該登録割賦販売業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

（営業保証金の不足額の供託）

第二十二条　登録割賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

2　第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（登録の取消し）

第二十三条　通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一　第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二　前条の規定による申請があつたとき。

三　前号に該当する場合のほか、前条各号の一に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

2　第二十三条第三項及び第二十四条の規定は、前項第二号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。

（契約の解除）

第二十四条　通商産業大臣は、第二十三条第一項又は第二項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定により登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（処分の公示）

第二十五条　登録割賦販売業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、通商産業大臣に登録の消除の申請をしなければならない。

一　前払式割賦販売の営業を廃止した場合　その法人を代表する役員

二　合併により解散した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　破産により解散した場合　その破産管財人

四　合併又は破産以外の理由により解散した場合　その清算人

（登録の消除）

第二十六条　通商産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、前払式割賦販売業者登録簿につき、その登録割賦販売業者に関する登録を消除しなければならない。

一　前払式割賦販売業者登録簿につき、その登録割賦販売業者に関する登録を消除しなければならない。

二　合併により解散した者

三　破産により解散した者

四　合併又は破産以外の理由により解散した者

その清算人

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（登録の取消し等に伴う取引の結了）

なければならない。

一　第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。

二　第二十条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされないとき。

三　第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき。

2　通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第十六条第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業を開始したとき。

二　第十九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

三　前条第一項の規定による供託をしないとき。

3　通商産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録割賦販売業者であつた者に通知しなければならない。

（登録の消除の申請）

第二十七条　登録割賦販売業者が第二十条第一項若しくは第二項の規定による命令を受け、第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

第二十八条　登録割賦販売業者が第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承継人は、当該登録割賦販売業者が締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録割賦販売業者とみなす。

（営業保証金の取戻し）

第二十九条　第二十六条第一項の規定による登録の消除があつたときは、登録割賦販売業者であつた者又はその承継人（前条の規定により登録割賦販売業者とみなされる者を除く。）は、当該登録割賦販売業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。登録割賦販売業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、営業保証金の額が第十七条第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、同様とする。

2　前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3　前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第三章　割賦購入あつせん

（証票の譲受け等の禁止）

第三十条　何人も、業として、第二条第三項の証票（以下単に「証票」という。）を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けてはならない。

（割賦購入あつせん業者の登録）

第三十一条　割賦購入あつせんは、通商産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦購入あつせん業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、第八条第四号の団体については、この限りでない。

（登録の申請）

第三十二条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　本店その他の営業所の名称及び所在地

三　資本又は出資の額及び役員の氏名

（準用規定）

第三十三条　第十二条第二項、第十三条から第十九条まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規定は、割賦購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十五条第一項第二号中「購入者」とあり、又は第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第二十八条中「締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付した証票に係る取引」と読み替えるものとする。

（証票の交付の禁止）

第三十四条　通商産業大臣は、登録割賦購入あつせん業者が前条において準用する第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、当該登録割賦購入あつせん業者と割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録割賦購入あつせん業者に対し、証票を交付してはならない旨を命ずることができる。

2　第二十条第二項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

（販売業者の契約の解除）

第三十五条　登録割賦購入あつせん業者が前条第一項の規定による命令を受け、第三十三条において準用する第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十三条において準用する第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦購入あつせん業者と割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

第四章　割賦販売審議会

（設置）

第三十六条　通商産業省に、割賦販売審議会を置く。

（所掌事務）

第三十七条　割賦販売審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議する。

2　主務大臣は、第十一条第一号若しくは第十五条第一項第二号（第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

（組織）

第三十八条　審議会は、委員十人以内で組織する。

第三十九条　委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第四十条　委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第四十一条　委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第四十二条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　雑則

（報告の徴収）

第四十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦購入あつせんを業として営む者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十四条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第四十五条　通商産業大臣は、第十五条第一項若しく

は第三項（第十九条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立て）

第四十六条　この法律の規定による通商産業大臣の処分（第四十八条の規定により通商産業大臣の権限が地方支分部局の長に委任された場合には、当該地方支分部局の長の処分）に対して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

2　通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行なつた後、文書をもつて決定し、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

（主務大臣）

第四十七条　この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣とする。

（権限の委任）

第四十八条　この法律により主務大臣又は通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行なわせることができる。

第六章　罰則

第四十九条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反して、業として、証票を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けた者

二　第三十条の規定に違反して、業として、証票を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けた者

三　第三十一条の規定に違反して、業として、証票を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けた者

第五十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第三項（第十八条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売又は割賦購入あつせんの営業を開始したとき。

二　第十九条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

第五十二条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第四十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四条　第二十五条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して登録の消除を申請しなかつた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から、第三十条の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　第五条及び第六条の規定は、この法律の適用を受ける前に締結した割賦販売の契約については、適用しない。

3　第三十一条の規定は、この法律の施行の際現に割賦購入あつせんを業として営んでいる者については、次の各号の一に該当する場合に限り、適用しない。

一　この法律の施行の日から六月間（その期間内に第三十二条の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。）その営業をする場合

二　前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに交付した証票に係る取引を結了する目的の範囲内でその営業をする場合

（通商産業省設置法の一部改正）

4　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二　前払式割賦販売業者及び割賦購入あつせん業者を登録すること。

第九条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査すること。

第二十五条第一項の表中

百貨店審議会	百貨店の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。
割賦販売審議会	割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議すること。

を

百貨店審議会	百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

（法務・厚生・農林・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百六十号（昭三六・七・三）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当所得に対する所得税の税率の特例）

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人（同条第六項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第二条第一項(g)に規定するシンガポールの居住者であるものが支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（当該居住者の恒久的施設に帰属するものを除く。）に対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは「百分の十五（条約第六条第一項後段の規定に該当する法人が支払を受ける同項後段の配当に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十五）」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五又は百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（シンガポールの租税の徴収）

第三条 政府は、条約第一条に規定するシンガポールの租税につき、シンガポール自治州政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規定）

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条中所得税法第十七条及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）